

決議案第 1 号

福岡空港の運営に関する出資についての決議案

上記の決議案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年2月23日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

とみなが 正博

近 藤 里 美

調 崇 史

倉 元 達 朗

田 中 丈太郎

阿 部 真之助

中 山 郁 美

福岡空港の運営に関する出資についての決議

本市は、昭和42年4月の福岡空港ビルディング株式会社（以下「空ビル」という。）の設立当初から出資によって経営に参画し、共同出資者である福岡県や地元企業などと歩調を合わせながら、ターミナルビルの利便性及び利用者サービスの向上に努めてきた。この間、本市の関与した空ビルの事業は、市全体の発展にも相当程度寄与したものと評価できる。

今後、福岡空港の運営について民間委託が予定されているが、福岡空港特定運営事業等の運営権が設定される民間事業者は、これまで空ビルが取り組んできたターミナルビルの管理、運営等に加えて、滑走路の維持管理など安全性の確保に関わる業務や、着陸料等の空港使用料の設定・収受、さらに、長距離国際線等の戦略的路線誘致による航空ネットワークの拡充といった、より広範で重要な業務を担うものとされている。

空港の運営に係る業務は単に空港の魅力や利便性の向上にとどまらず、航空運賃等、空港利用者が支払うサービスの対価に直接関わる極めて公共性の高いものを含んでおり、また、福岡空港には今後も地域の振興や市全体の発展につなげていく旗振り役としての機能が期待されることから、市民は、福岡空港の運営に大きな利害関係を有するものと言わざるを得ない。

今から50年前の先人たちが立ち上げた空ビルの事業の果実として本市には多額の株式売却収益がもたらされたが、本市の関与した空ビルの事業による市全体の発展及び福岡空港の重要性や公共性を考えたとき、当該株式売却収益の一部の活用により、引き続き本市は、重要な基幹インフラである福岡空港の運営に積極的に関与し、市民が不利益を受ける事態を未然に防ぐべきである。本市がこのような方針に改めることこそ、より多くの市民の負託に応え、広く納得と共感を得ることにつながるものと確信する。

よって、福岡市議会は、市長が、次の事項について取り組むよう強く求める。

- 1 福岡空港の運営に関する出資を行うためにも、国及び福岡県と早急に必要な協議を再開すること。
- 2 福岡空港の運営に関する出資を行うための基金を創設すること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

福岡市議会